

2010年に宮崎県内で発生した口蹄疫の発見の遅れ問題及び県種雄牛特例移動問題に関する公開質問への回答

平成24年2月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 はじめに

平成22年の口蹄疫につきましては、関係機関の全面的なご協力をいただき、県としましても、当時の防疫指針やマニュアルに基づき、懸命の取組を行ったところでありますが、結果として、我が国では初めての大規模な感染拡大となり、30万頭近くの家畜を殺処分し、農畜産業のみならず、商工業、観光業等、県内の諸産業更には県民生活に多大の影響を及ぼしたところであり、県として大変残念であり、誠に申し訳なく思っております。

当時の防疫措置等のあり方については、国の検証委員会や疫学調査でも様々な問題点が指摘されておりますし、県においても独自に検証委員会を設置し、その検証結果に基づいて、二度と同じ事態を引き起こすことのない防疫体制・対策の確立を目標に取り組んでいるところであります。このような中、平成23年12月20日にいただきました公開質問に対しまして、これまでの検証の結果に加えて、新たに行った調査を踏まえて、下記のとおり回答いたします。

2 県種雄牛特例移動問題について

- (1) 質問1① 県はなぜ、事業団の肥育牛数十頭の牛について口蹄疫の感染を疑い、そのための必要な検査や家保への報告をしなかったのか。

平成22年4月20日以降、肥育牛数十頭で発熱や血便を示す牛がいた件については、口蹄疫終息後、検証委員会のヒアリング時に事業団から報告を受けたものであり、当時事業団から日々の状況の報告を受け、県として判断したものではございません。このため、本件については終息後の事業団からの報告等を基に回答します。

事業団では、県内での口蹄疫の発生を受け、種雄牛と肥育牛の飼養管理を別にし、さらに牛舎内外を毎日朝夕2回消毒するなど、発生防止対策を強化しておりました。

また、飼育担当者は、種雄牛を含む飼育牛全頭について、朝と夕方に、口元を中心に外貌及び便の状態を観察するとともに、飼料給与時及び採食後にも観察をするなど、個体毎に管理を行い、異状の早期発見に努めておりました。観察により異状を確認した場合には、体温を測定し、その状況を農業共済組合家畜診療所（NOSA I）に連絡しておりました。口蹄疫発生後は、NOSA I 獣医師が往診出来なくなったことから、発生以降はNOSA I 獣医師に、電話で治療方法等を確認した上で、飼育担当者が実施しておりました。

事業団では、口蹄疫の発生が徐々に南下していたことから、いつ発生するかと不安を抱いており、より注意深く観察を行っていましたが、5月13日までは口蹄疫を疑うような症状は見られなかったとのことでした。

発熱や血便は4月20日から5月14日までの間、51頭に見られておりましたが、5月11日以前の症例については治療後に治癒したこと、前年同期にも67頭で発熱と血便が確認されていたことから、通常の状態と判断し、県には報告しなかったと説明しております。

ただし、種雄牛の移動を行う上で、管理を別にしていた肥育牛舎での発熱・血便であったとは言え、口蹄疫の発生が拡大していた時期に移動制限区域内の家畜を特例的に移動させるということの重要性に鑑み、肥育牛で発熱等の症状が確認されているのであれば、県に報告があつてしかるべきと考えており、この点については既に事業団に対しては指導を行ったところです。

(2) 質問1② 発熱や血便を示した牛はいつからいつまでの間に何頭発生したのか。

発熱や血便を示した牛の頭数については、別紙のとおりです。

(3) 質問1③ 血液サンプルは保存されているのか。

血液サンプルについては、この期間中NOSA I 獣医師が診療を自粛しており、検査等は行っておらず、血液や下痢便のサンプルは採材されておられません。

(4) 質問2 5月8日に事業団周辺を道路封鎖した件で、事業団の飼育牛の中の感染疑いの牛は5月11日には発生していたのではないか。

周辺道路の封鎖については、口蹄疫の発生が南下していたこと、農業大学校に消毒ポイントが設置されたため、一般車両が事業団に隣接した道路に迂回しはじめ、事業団周辺道路の交通量が増加したことから、さらなる発生防止強化のために、道路封鎖を事業団が県に対して要望し、県が道路管理者に依頼したものです。

質問1でも回答しているとおり、事業団において口蹄疫疑いの牛が初めて確認されたのは、5月14日であり、この点については、国の口蹄疫疫学調査チームの中間とりまとめにおいても、「5月15日、農林水産省は事業団へ担当者を派遣し、発生前2週間の牛の健康チェック表や業務日誌を確認するとともに事業団に対する聞き取り調査を行ったところ、種雄牛、検定用肥育牛ともに、14日の前には口蹄疫が疑われるような異常は認められなかったことを確認した」との報告がされております。

(5) 質問3 特例移動の際の条件は①清浄性の確認、②万全の管理、③畜産農家の同意以外の条件はあるか。

特例移動の際の条件は、①移動対象牛については、移動に先立ち、臨床目視検査及びPCR検査により口蹄疫に感染していないことを確認すること、②移動する車両については、積載場所においてビニールシート等で覆い、出発する際には家畜防疫員による農場内の他の家畜に異状がないことの確認等のチェックを行うとともに、十分消毒を行い、輸送すること、③移動後は、臨床検査を毎日定時に実施すること、④移動経路については定められたとおりとするものの4条件に加え、移動制限区域内の生産者の理解を得ることでした。

(6) 質問3① 5月12日に同一施設内全飼育牛の異常について確認、調査したか。

県としては、移動対象牛が口蹄疫に感染していないことを確認するため、対象の6頭については、5月12日にPCR検査で陰性を確認しております。

なお、事業団では4月20日以降、担当者により事業団に飼育されている種雄牛、肥育牛全ての牛を毎日複数回目視による健康観察を実施しており、5月12日にも同様の確認がされておりました。

(7) 質問3② 5月13日に確認された発熱牛について清浄性の確認をしないで種雄牛の移動を開始したのはなぜか。

移動対象牛については、5月12日に実施したPCR検査において清浄性を確認したこと、また移動に先立ち実施した家畜防疫員による確認においても異状を認めなかったこと、さらに農場内のその他の牛についても、家畜防疫員による確認時点では、異状が認められなかったことから、移動を決定したところです。

なお、5月13日午前11時半頃事業団担当者による観察で、肥育牛1頭で発熱が確認されたところですが、事業団においては、通常の発熱と判断し、口蹄疫を疑わなかったことから、県には報告しなかったとしております。

(8) 質問3③ 移動を優先させた理由はなにか。

5月13日に実施した移動は、移動する種雄牛6頭を検査し、感染していないことを確認した上で、さらに家畜防疫員が農場内の飼養牛全頭に異状がないことを確認したことから移動させたものであり、清浄性に問題があることを認識しながら移動を優先させたものではありません。

(9) 質問3④ 忠富士はいつからどこで感染していたか。

忠富士を含む移動牛は移動前の5月11日、移動後の16、17、19、20日に採材し、PCR検査を実施しており、忠富士を除く5頭は全て陰性が確認されましたが、忠富士については5月19及び20日の検体で陽性が確認されました。この間、臨床症状は全く観察されておらず、口蹄疫ウイルスの潜伏期間と当時の発生状況を考慮すれば、事業団又は移動中に感染したものと考えています。

- (10) 質問4① 今回移動させるにあたって、畜産農家の理解を得る努力をしたか。
- ② 農家の同意のないまま、移動を強行したのはなぜか。
- ③ 同意が得られていないことについて、国にどのように報告しましたか。

種雄牛の移動の特例協議では、国から移動制限区域内の農家の同意が条件の一つでありましたので、個々の農家ではなく、肉用牛等の生産者団体の長の理解を得ることで、全体としての同意を得たと判断をしております。なお、同意をいただいた肉用牛等生産者団体の一覧表（別紙）を国へ提出しております。

- (11) 質問5 事業団の特例移動種雄牛6頭を移動するための前提となる家畜保健衛生所の事業団に対する「家畜隔離の指示書」は移動完了後の5月15日に出されているが、家保の指示が出される前に移動を認めたのはなぜか。

5月15日付けの「家畜隔離の指示書」については、14日に事業団の肥育牛舎で口蹄疫が発生したことから、5月13日に移動した種雄牛6頭が飼養されていた牛舎を疫学関連農場と位置づけ、家畜伝染病予防法第14条第3項に基づき隔離指示を行ったものであり、特例移動の前提として隔離指示したものではありません。

- (12) 質問6① 事業団種雄牛49頭の殺処分遅れ
- ② 5月31日まで殺処分を行わなかった理由

種雄牛49頭の殺処分が遅れた理由については、5月の中旬は感染拡大期であったことから、口蹄疫ウイルスの増幅動物といわれる豚の殺処分を優先させていたことに加え、事業団に残された種雄牛49頭も貴重な遺伝資源であり、本県肉用牛の早期の復興を目指すために、これらの種雄牛を殺処分せずに、国に特例協議が出来ないか検討していたことも殺処分が遅れた理由の一つです。

(13) 質問6③ 5月22日、26日の検体採取、検査実施

事業団において、5月22日、26日時点で個別検査を実施しなかったことにつきましては、事業団に残された49頭の種雄牛は、肥育牛舎での口蹄疫の発生が確認された5月14日時点で疑似患畜扱いとなっていたことから、検査対象とはならず、あらためて個別の検査は実施しませんでした。

(14) 県有種雄牛特例移動問題のまとめ

事業団の種雄牛について、特例的な取り扱いを求めたのは県有種雄牛が肉用牛に関わる多くの方々の協力と長年の努力により築かれた本県の貴重な財産であり、口蹄疫からの再生・復興のためにも1頭でも多く種雄牛を残す必要があるとの考えに基づくものでありますが、結果として、ご質問にもありましたように、その移動について多くの疑問を抱かれるような事態になったことは、県としても遺憾に思っております。

今後、本県としましては、法律にない特例的な取り扱いを求めることはないと考えております。

3 口蹄疫発見の遅れ問題について

(1) 質問1 国が求めた口蹄疫防疫対策について家保、獣医師会、農協その他畜産関係団体及び畜産農家に対する指導・注意喚起等の広報等、具体的にどのようなことをしたのか。

平成22年1月7日付け動物衛生課長通知の内容は、韓国で口蹄疫が発生したことから、韓国の畜産農家への訪問の自粛、飼養家畜の臨床症状等の的確な観察、飼養衛生管理の徹底等防疫対策に万全を期すことを畜産農家をはじめ関係機関へ周知することを求めたものでした。県ではこの趣旨を踏まえ、1月22日に、市町村、関係団体を参集した「家畜防疫会議」を開催し、防疫対策の徹底を呼びかけたところでした。

なお、市町村に対しましては、会議の中で畜産農家へ口蹄疫の発生防止について啓発するよう依頼したところでした。

しかしながら、県からの依頼が徹底されず、個々の農家への情報発信や注意喚起が十分でなかったことは大きな反省点であると認識しており、新たに作成した県の口蹄疫防疫マニュアルにも個々の農家へ情報が伝達されるよう明記したところでした。

(2) 質問2 1頭のみでは口蹄疫とは考えにくいと疑いを否定された理由は何か。

口蹄疫については、文献的にも「伝染力がきわめて強く、多くの場合集団的大流行のかたちをとる」「伝播力が強い」との記述が多いこと、平成16年12月1日付け口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の防疫措置の都道府県畜産主務課の措置の中に、発症家畜が複数頭である場合及び発症後数日で群内に広がりがある場合には農林水産省に至急連絡するよう規定されていること、同指針の留意事項の家畜の検査と主な病変の項目において、「症状の経過、群内での広がり、疫学調査結果等を踏まえて判断する必要がある」と記載されていることなどから、本病は通常複数頭で発生するという認識があったことは事実です。

なお、昨年10月に国が新たに改正した防疫指針においても、検体送付の基本的な条件としては、複数畜房で症状を示す家畜がいることとなっているところでした。

ご質問にありました平成12年の口蹄疫の発生の初発事例は、複数頭で、食欲不

振、鼻腔内のびらんなどの症状が伝播していったことから、口蹄疫を疑い通報されたものでありました。

また、2例目は、疫学関連農場の検査において、臨床症状はありませんでしたが、抗体検査で陽性となった事例であり、3例目は、清浄性確認検査において、臨床症状はありませんでしたが、抗体検査において陽性が確認された事例でありました。

(3) 質問3 口蹄疫疑いの初期症状を確認した4月9日の時点で県は、「動物衛生課及び動物衛生研究所との協議」をしたか。なぜしなかったのか。

平成22年4月9日時点では、症状が口腔内の限局的な潰瘍であり、乳房や蹄には異状が認められず、また発症は1頭のみであったことから、現場で口蹄疫を否定し、この報告を受けた家畜保健衛生所と県畜産課においても否定との判断は正しいと考え、動物衛生課との協議は実施しませんでした。

(4) 質問4 2月15日に獣医師から高鍋町内の肉牛で口蹄疫疑いの通報がなされ、他に原因が究明出来なかったにもかかわらず、口蹄疫か否かの確認をするためのPCR検査をしなかったのはなぜか。

病性診断成績書が立入り検査から2ヶ月以上経過した4月21日まで作成されなかったのはなぜか。

平成22年2月15日、病性診断では、当該牛の症状や農場内での発生状況等から、口蹄疫は否定し、口蹄疫を確認するためのPCR検査は実施せず、類似する他の疾病の検査のために、検体を採取し、牛ウイルス性下痢粘膜病ウイルス、牛コロナウイルス、パラポックスウイルスの3種類のウイルスについてPCR検査を実施するとともに、ウイルス性下痢粘膜病ウイルスが最も疑われたことから抗体検査を実施し、全て陰性であることを確認しました。特定のウイルスに対する検査が全て陰性であったことから、未知のウイルスを分離するための検査に着手し、その結果、エンテロウイルスが分離されました。

なお、未知のウイルスを分離し、同定する場合、培養細胞への検査材料の接種から分離までに少なくとも3週間、さらに分離ウイルスの同定に少なくとも1~2週

間を要することから、検査結果の回答まで通常1～2か月が必要となります。

(5) 質問5 4月9日に確認された牛の「流涎や口腔内の潰瘍」は口蹄疫の症状の一つであるとの認識はあったか。

1例目の農場で4月9日に確認された牛の症状は「流涎や口腔内の潰瘍」であり、これらが口蹄疫でも生ずる症状の一つであるとの認識はもっており、9日の病性診断時にも、口蹄疫を念頭に診断を実施しております。

しかし、当時、口蹄疫の典型的な症状は、発熱、水疱、複数頭の発生という認識があり、本事例が1頭のみでの発生であったこと、症状も口腔内の限局した潰瘍であったことから口蹄疫を否定し、経過観察を獣医師、農家に指示したものです。

(6) 質問6 4月17日時点でも口蹄疫の検体の送付をしなかったのはなぜか。

4月17日の時点では、同様の症状が複数頭になっておりましたが、口蹄疫特有の水疱が確認されなかったこと、さらに横への広がりも1週間後に2頭と比較的経過が遅いことから、この時点でも口蹄疫を否定し、類似する他の疾病に対する検査のために採取した検査材料について、牛ウイルス性下痢粘膜病、牛丘疹性口炎、牛伝染性鼻気管炎、イバラキ病、ブルータングの5種類の病気のPCR検査を翌18日に実施しました。

これらの検査成績が全て陰性であったことから、口蹄疫を否定するための検査を実施すべきと判断し、19日に動物衛生課と協議の上、検体を送付したところです。

なお、現在は、家畜伝染病予防法に定める要件を満たす場合には農林水産省に速やかに報告することとしており、検体を送付すべきものかについては、家保が実施する現場での病性診断の結果と異状家畜の写真に基づき緊急家保所長・副所長会議を開催した上で、農政水産部長が判断し、農林水産省と協議することとしています。

(7) 質問7 ダメージを考慮して送付しなかったのか。

国の「口蹄疫対策検証委員会報告書」において、「送った検体が陽性であった場合、宮崎県としてのダメージが大きく現場ではできれば口蹄疫であってほしくないという心情が強く働いたと考えられる。こうした心理的な圧力が国への連絡を遅らせ、結果的に感染を広げたことは間違いない。韓国で口蹄疫がまん延し始めていたことを考えると、宮崎県はもっと早期に検体を国に送るべきであった。」との指摘がされていることについて、県では検体送付にあたっては、臨床症状や発生状況から口蹄疫が否定できない場合には、検体を送付することとしており、県内で発生した際のダメージ等を検体送付の判断材料とすることはありません。

なお、国の検証委員会報告書の記述には、県の考えと異なる部分もありますが、ヒアリング等の調査結果を踏まえて、口蹄疫の防疫対応の問題点を把握した上で、二度とこのような事態が起こらないよう今後の防疫体制の改善方向を示唆するものであり、その内容に異議申し立てや抗議する考えはありません。

(8) 質問8① 山根氏のヒアリングに対して、「検体送付をちゅうちょした」と回答したか。

国の検証委員会のヒアリングの中で、県担当者は「口蹄疫を疑えば、躊躇なく検体を送付するが、判断がつかない場合には類似疾病の検査を先行して実施します。なお、口蹄疫の検体を送ることのプレッシャーは大きい。陽性となった場合の県としてのダメージは大きい」という発言をしていることは確認していますが、ご質問にあるような「…被害がかなり広がるのではないかなということが非常に懸念された…。それで躊躇した」との発言は確認できませんでした。

(9) 質問8② 検体を送ると感染が確認されるかもしれないという危惧（心配）があったか。

口蹄疫の疑いを否定できないと判断した場合には、検体送付を躊躇することはありませんし、家保が実施した臨床目視検査や農場内での発生状況等から口蹄疫を否

定した場合には、検体を送付しません。

従って、口蹄疫の発生が確認された場合には、当然本県畜産へのダメージの大きさを想定することはありますが、そのことを理由に送付を躊躇することはないと考えます。

(10) 口蹄疫発見の遅れ問題についてのまとめ

以上、お答えしたとおり、例えば4月9日の病性診断等において家畜防疫員、家畜保健衛生所及び畜産課は当時の知見に基づき判断したものでありますが、一方で、公開質問の中でもご指摘をいただいているように、早めに口蹄疫を疑い、検体を送付していれば、もっと早く口蹄疫の発生が確認され、早期に終息させることが出来たのではないかと想定されることも事実であり、平成22年の口蹄疫発生時の防疫対応として反省すべき大きな点であるとの認識をしております。

このため、平成23年4月、宮崎県口蹄疫防疫マニュアルを改正し、口蹄疫を疑う事例については、緊急に開催する所長・副所長会議での意見を参考に海外での発生状況等も踏まえ、農政水産部長が検体送付を判断することとしました。その際には、口蹄疫の疑いがある場合はもちろんのこと口蹄疫を明確に否定できない場合においても、確認のために検体を送付することとし、二度と同じ事態を引き起こすことがないように努めているところです。

3 最後に

冒頭でも述べましたとおり、本県で発生した口蹄疫により、約30万頭に及ぶ多数の家畜を処分することとなり、農畜産業はもとより、商工業、観光産業等県内の幅広い産業分野に甚大な影響を及ぼしたことは、県として非常に申し訳なく思っており、今後このような事態を引き起こさない万全の防疫体制の確立こそが県としての責任であると考えております。

このため、県の口蹄疫防疫マニュアルを改正するとともに、2010年に口蹄疫の発生があった4月を特別防疫月間として、口蹄疫の発生を想定した防疫演習の開催、大規模農場への立入指導を実施したところです。

また、防疫にかかる役割を明確にするため、農業共済組合連合会やJAグループ

等と防疫協定を締結しております。

さらに、昨年10月に改正された飼養衛生管理基準を周知、指導するために、畜産農家全戸を対象とする家畜防疫員による立入り指導を実施しているところです。

家畜防疫体制の構築には、県が大きな役割を担っていることから、今後も、日本一の防疫体制の確立に向けて全力で取り組んでいく所存であります。

事業団における発熱及び血便確認頭数

平成22年	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	計
発熱	1	2	3	1	1	1	1	1	2	1	2	3	4	3	0	2	2	1	0	0	2	2	0	1	5	41
血便	0	0	0	1	0	2	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10
計	1	2	3	2	1	3	5	1	2	1	2	3	4	4	1	2	2	1	0	0	3	2	0	1	5	51
平成21年	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	計
発熱	0	0	1	1	1	2	3	4	3	3	3	2	5	3	4	3	1	1	2	2	2	2	2	1	0	51
血便	0	0	0	0	1	1	1	3	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	16
計	0	0	1	1	2	3	4	7	5	5	4	3	6	3	4	3	1	1	2	2	2	2	3	2	1	67

宮崎県家畜改良事業団所有「黒毛和種雄牛」の
安全確保対策への同意書

(平成22年 5月12日現在)

県内_団体	1	宮崎県乳肥農業協同組合 児湯生産組合
	2	尾鈴農業協同組合
	3	尾鈴肉用繁殖牛部会(川南)
	4	尾鈴肉用繁殖牛部会(都農)
	5	尾鈴肥育牛部会
	6	尾鈴酪農部会
	7	尾鈴養豚部会
	8	児湯農業協同組合
	9	児湯農協肉用牛部会 新富支部
	10	児湯農協肉用牛部会 高鍋支部
	11	児湯農協肉用牛部会 木城支部
	12	児湯農協和牛肥育部会
	13	児湯農協肥育牛部会 木城支部
	14	児湯農協養豚部会
	15	児湯農協酪農部会
	16	JA西都酪農部会
	17	西都肉牛部会
	18	西都繁殖牛部会
	19	日向農業協同組合
	20	JA日向和牛部会
	21	JA日向肉豚部会
(21者)		

合計	21 者(団体)
----	----------